

特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類

正当な理由に該当するもの（基準）

番号	項目	内容
(1)	基準	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、「対象サービス種別ごとの事業者数」が 5事業所未満 である場合。 (事業所数は判定期間中の平均とする) ※ 医療みなしの事業所については、各判定期間の最初の月の請求実績がある場合は含み、請求実績がない事業所については、含まない。
	添付資料	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域における、対象サービス種別の事業所の名称及び所在地、並びに当該事業所を開設している事業者の名称を記載した書類
(2)	基準	特別地域居宅介護支援加算を受けている場合 ※茨城県における特別地域は、山村振興法第7条第1項により指定された振興山村で次のとおりです。 日立市(旧中里村)、常陸太田市(旧里美村)、高萩市(旧高岡村)、常陸大宮市(旧伊勢畑村、旧美和村)、城里町(旧七会村)、及び大子町(旧依上村、旧佐原村、旧黒沢村、旧生瀬村)
	添付資料	不 要
(3)	基準	判定期間(前6月間)の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20件以下 である場合。
	添付資料	不 要
(4)	基準	判定期間の1カ月当たりの居宅サービス計画のうち、対象サービスごとの居宅サービス計画数が1カ月当たり 平均10件以下 の場合。
	添付資料	不 要
(5)	基準	利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
	添付資料	利用者からの希望があり、地域ケア会議等で意見・助言を受けているケースの、利用者氏名及び意見・助言等の経過が分かる書類(参考様式又は任意様式)
(6)	基準	判定期間中に新規指定を受けた場合。
	添付資料	不 要
(7)	基準	判定期間中に休止をした場合。
	添付資料	不 要
(8)	基準	その他市長が適正な理由と認める場合。
	添付資料	必要とするもの